

宅地建物取引業者免許「変更届出」チェックリスト（表面）

【1. 商号または名称】

- ☐変更届出書 ☐履歴事項全部証明書（※法人のみ）☐宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書
☐従前の免許証（原本）☐免許証送付用のレターパック赤（※郵送希望の場合）

【2. 個人代表者の改姓改名】

- ☐変更届出書 ☐戸籍謄本 ☐宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書 ☐従前の免許証（原本）
☐免許証送付用のレターパック赤（※郵送希望の場合）

【3. 法人の代表者の「交代」】

- ☐変更届出書 ☐身分証明書 ☐登記されていないことの証明書 ☐代表者等の連絡先に関する調書
☐略歴書 ☐履歴事項全部証明書 ☐誓約書 ☐宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書
☐従前の免許証（原本）☐免許証送付用のレターパック赤（※郵送希望の場合）

【〃「改姓改名」】

- ☐変更届出書 ☐履歴事項全部証明書 ☐宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書
☐従前の免許証（原本）☐免許証送付用のレターパック赤（※郵送希望の場合）

【法人役員の就任】

- ☐変更届出書 ☐身分証明書 ☐登記されていないことの証明書 ☐代表者等の連絡先に関する調書
☐略歴書 ☐履歴事項全部証明書 ☐誓約書 ☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

【〃の「退任」「改姓改名」】

- ☐変更届出書 ☐履歴事項全部証明書 ☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

【4. 主たる事務所（本店）の移転】

- ☐変更届出書 ☐履歴事項全部証明書 ☐事務所を使用する権原に関する書面
☐事務所付近の地図（案内図）☐事務所の全体が把握できる枚数のカラー写真 ☐平面図（間取図）
☐電話番号の契約書・請求書等（※変更時）☐宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書
☐従前の免許証（原本）☐免許証送付用のレターパック赤（※郵送希望の場合）
（最寄りの供託所を変更した場合）☐「営業保証金供託済届出書及び営業保証金供託書の写し」

【5. 従たる事務所の「新設」】

- ☐変更届出書 ☐専任の宅地建物取引士設置証明書 ☐履歴事項全部証明書（※支店登記した場合）
☐誓約書 ☐事務所を使用する権原に関する書面 ☐事務所付近の地図（案内図）
☐事務所の全体が把握できる枚数のカラー写真 ☐平面図（間取図）☐電話番号の契約書・請求書等
☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）
☐営業保証金供託済届出書及び営業保証金供託書の写し（営業保証金を法務局に供託した場合）
☐弁済業務保証金の供託済証明書及び正会員名簿の写し（保証協会に加入している場合）

※【6. 政令使用人の「就任」】及び【7. 専任宅建士の「就任」】に関する変更も必要。

【〃の「移転」】

- ☐変更届出書 ☐履歴事項全部証明書（※支店登記した場合）☐事務所を使用する権原に関する書面
☐事務所付近の地図（案内図）☐事務所の全体が把握できる枚数のカラー写真 ☐平面図（間取図）
☐電話番号の契約書・請求書等（※変更時）
☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

【〃の「廃止」】

- ☐変更届出書 ☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

※提出後、事務所廃止後の供託金（営業保証金又は弁済業務保証金分担金）の取戻しが必要。

宅地建物取引業者免許「変更届出」チェックリスト（裏面）

【6. 政令使用人の「就任」】

☐変更届出書 ☐身分証明書 ☐登記されていないことの証明書 ☐代表者等の連絡先に関する調書
☐略歴書 ☐誓約書 ☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

【〃の「退任」「改姓改名」】

☐変更届出書 ☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

【7. 専任宅建士の「就任」】

☐変更届出書 ☐専任の宅地建物取引士設置証明書 ☐略歴書[添(8)専任宅建士]
☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

【〃「退任」】

☐変更届出書 ☐専任の宅地建物取引士設置証明書 ☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

【〃「改姓改名」】

☐変更届出書 ☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

【8. 電話番号の変更】

☐変更届出書 ☐電話番号の契約書・請求書等 ☐副本返信用の普通郵便分切手貼付封筒（※郵送時）

<省略できる書類>

- 以下に該当する場合「身分証明書」「登記されていないことの証明書」「略歴書」の提出及び「代表者等の連絡先に関する調書」への記載を省略できます。
 1. 「複数人の代表取締役」がいる法人で、「宅建業の代表者」が「別の代表取締役」に代わる場合
 2. 「代表取締役」を退任し、「取締役」として残る場合
 3. 「政令使用人」が「主従の事務所間で異動」する場合
 4. 「宅建業免許申請」と同時に「変更届出書」を提出する場合
- 「専任取引士」が主従の事務所間で異動する場合、「略歴書[添(8)]」の提出を省略できます。

<備考>

- 複数の変更を同時に行う場合には、重複する書類はまとめて提出できます。
- 上表にあるもの以外の変更については届出不要です。
（例：事務所所在地のビル名の変更、役員の住所変更、株主の変更等）
- 公的証明書類は発行後3か月以内かつ最新の情報である原本を添付（電子申請の場合はスキャン）してください。